

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中島村長 加藤 幸一

市町村名 (市町村コード)	中島村 (07465)
地域名 (地域内農業集落名)	中島村全域 (浦原、二子塚、川原田、町畑・迎久保、滑津原、元村、岡ノ内、小針、代畑、松崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月23～26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中島村は福島県の南部に位置し、面積18.92km²を有する平坦な農村地帯であり、水稻・野菜・花き類の生産が中心となっている。地域における農地利用の特色として、水田を活用した施設野菜や鉢花、露地野菜を中心とした生産形態が確立されており、水稻においては、主食用米の生産が中心であるが飼料米等への取組も行われている。地域の課題として、農家の高齢化が進み、担い手の確保が急務となっていることから、対策を進めるとともに農業生産法人等の参入拡大も視野に入れつつ、将来の農地利用の姿を明確化していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、稲作においては「コシヒカリ」や「天のつぶ」、畑作においては「トマト」、「キュウリ」、「ブロッコリー」の生産が中心となっている。今後、農作物等の生産維持には、農家の減少と合わせて価格の安定や高収益化が大きく係わるため、JAや農林事務所と連携した農業生産体制の構築を進めていかなければならない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,005.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	959.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状耕作中の農地、保全管理されている農地及び遊休農地であるが再生可能と思われる農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画の10年後の目標面積の項目において、経営規模の拡大を目指す担い手及び法人等による集約を図りつつ、集落営農組織の成立なども視野に検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構に貸したい農地を申請することで、規模拡大を検討している担い手とのマッチアップが可能となることから、農用地の集積、集約化に向けて活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備についてはこれまで、昭和30～50年代における農業構造改善事業(第一次、二次)及び県営ほ場整備業等により実施され、田の約90%と、畑についても半数程度が整備済みとなっている。今後は、ため池の整備や現況設備の維持管理を主とし、安定した水資源確保等による営農環境の充実を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者等の中心経営体における農地の集約を進めていく中で、地域の状況を整理し、それ以外の経営体として兼業農家や定年後就農者等の経営規模に合わせた支援の検討、更には新規就農者の確保に向けた支援の充実を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の一部をJA等の農業支援サービスを活用することで、地域内で農作業の効率化を図る。また、多面的機能支払制度を活用した保全活動により、農地の保全管理や用排水路の管理活動を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣対策として猟友会と連携し、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

②水稻の減農薬、減化学肥料栽培を支援できるような体制を構築する。

③経営状況を踏まえ、農作業の効率化及び省力化を図るためスマート農業の導入に取り組む。

⑦地域農業を維持していくため、多面的機能支払交付金の対象組織として活動により保全・管理等を行う。